

加美町水道事業包括業務

— 提案評価基準書 —

令和8年8月

加美町上下水道課

○目的と位置づけ

本提案評価基準は、加美町水道事業（以下「町」という。）が実施する「加美町水道事業包括業務」（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に交付するものである。本基準は、別冊の以下の書類と一体をなすものである。（これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。）

①加美町水道事業包括業務受託者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）

②加美町水道事業包括業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）

③加美町水道事業包括業務性能仕様書（以下「性能仕様書」という。）

④様式集

参加者は、本業務が「施設運転管理業務」「水道料金収納等業務」及び「給水装置等関連業務」を一体的に実施する包括業務委託であることを強く意識し、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

第1 審査方法及び審査体制

1 審査方法

本業務は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、事業者の選定にあたっては「公募型プロポーザル方式」を採用する。業務提案書等による技術面等の非価格要素（技術評価点）とともに、提示された提案見積金額（価格評価点）を総合的に審査・評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

2 審査委員会の設置

町は、業務提案書等の審査を専門的見地に基づいて客観的かつ公平に実施するため、「加美町水道事業包括業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の委員は、町の職員のうち水道事業に関し専門的な知識を有する者等により構成され、本提案評価基準に基づき業務提案書等の厳正な審査を行う。

第2 審査の手順及び内容

1 プロポーザル参加資格の確認（第一次審査）

1) 必要書類の確認：事務局（上下水道課）において、参加希望者から提出された参加資格確認書類を精査し、実施要領等にて求めた必要書類がすべて具備されているかを確認する。

2) 参加資格要件の審査：

提出書類に基づき、実施要領等に定める参加資格要件を満たしているかを審査する。要件を1つでも満たしていない場合は失格とし、第二次審査（業務提案審査）への参加は認めない。

2 業務提案審査（第二次審査）

1) 書類審査：参加資格を満たした事業者から提出された業務提案書等について、委員会において「第4表1採点シート兼評価基準対照表」に基づき審査を行う。なお、参加者が多数あるなど委員会が必要と判断した場合は、甲において事前審査（第一次選考）を実施した上で、委員会での審査対象者を制限することがある。

2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施：

提案内容のさらなる確認及び深度化を図るため、原則としてすべての提案事業者を対象にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

第3 総合評価点及び採点・得点化の算出方法

1 配点方針

総合評価点は1,000点満点とし、技術面を評価する「技術評価点（700点満点）」と、価格面を評価する「価格評価点（300点満点）」の合計値とする。

2 技術評価点の詳細採点・得点化基準（4段階評価）

各審査委員は、表1に定める審査項目ごとに提案内容を審査し、下表の4段階評価（A、B、C、D）による評価を付す。得点化にあたっては、各審査項目の「配点」に、委員が評価した段階の「係数」を乗じて算出する。

表 1 評価点の得点化方法

評価	採点・判定基準	得点化係数
A	【極めて優秀】 要求水準書の規定を大幅に上回る独自の技術提案・経営ノウハウがあり、加美町の水道事業において高いシナジー効果や効率化、住民サービスの向上が確実に期待できる。具体的な数値目標や実施手順が極めて綿密に示されている。	配点 × 1.00
B	【優秀】 要求水準書の規定を十分に満たしており、実現可能性が高く優れた提案がなされている。加美町の地域特性に対する配慮や、業務全体の円滑な履行に必要な具体的なアプローチが明確に示されている。	配点 × 0.75
C	【標準】 要求水準書の規定を最低限満たしているものの、標準的（普通）な提案にとどまり、特筆すべき独自ノウハウや加美町に特化した工夫、特記すべき加点点要素は見当たらない。	配点 × 0.50
D	【不十分・未達】 提案内容が抽象的で具体性を欠くか、または要求水準書の規定を満たしていない項目がある。実施体制やバックアップ体制に不安があり、業務の円滑な遂行に支障をきたす恐れがある。	配点 × 0.25

※各事業者の「技術評価点」は、各審査委員が上記により算出した得点の合計点の平均値（小数点以下第3位四捨五入）とする。

3 価格評価点の算出方法（総額クォーター円方式）

価格評価の対象となる「提案見積金額」は、施設運転管理、料金収納、給水装置関連のすべての委託業務を包括した合算総額（5ヶ年等の総価）とする。

- 1) 失格基準 : 提案見積金額が、町が設定する「提案上限価格」を超える者は失格（技術評価点の如何を問わず不採用）とする。
- 2) 価格算定式 : 提案見積金額が上限価格以下の事業者に対し、過度な低価格競争による履行品質の低下を防ぐため、以下の「クォーター円算式」を適用して価格評価点を算出する。価格評価点（最大300点満点）の算出にあたっては、算定された数値の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

【算出式】 当該事業者の「見積率」に応じて、以下の通り価格評価点を算定する。

① 見積率が75%を超える場合（75% < 見積率 ≤ 100%）

$$\text{価格評価点} = 300 \text{ 点} \times (1 - \text{当該事業者の見積率}) \div 0.25$$

② 見積率が75%以下の場合（見積率 ≤ 75%）

$$\text{価格評価点} = 300 \text{ 点 一律満点}$$

【変数の定義】

- ・ 提案見積金額：各提案事業者が提出した、すべての委託業務を包括した合算総額（5ヶ年等の総価、税抜き）。
- ・ 提案上限価格：加美町があらかじめ設定する、本プロポーザルの委託料上限額（税抜き）。
- ・ 見積率：提案上限価格に対する当該事業者の提案見積金額の割合であり、以下の算式で算出する（パーセント表記）。

$$\text{見積率} = \left(\frac{\text{当該事業者の提案見積金額}}{\text{提案上限価格}} \right) \times 100$$

【注意事項】見積率が75%以下の事業者の場合、過度なダンピングを抑制し適正な履行品質を確保する観点から、価格評価点は一律300点（満点）とする。

4 総合評価点の算定（1,000点満点）

各提案事業者の最終的な「総合評価点」は、全審査委員の平均技術評価点と、上記「3」の総額クォーター円方式に基づき算出した価格評価点を合算して決定する。ただし、技術評価点（700点満点）において、全審査委員の平均点が満点の4割（280点）に満たない事業者は、提案見積金額の如何に関わらず、技術力不足として一律失格（不採用）とする。

第4表1 採点シート兼評価基準対照表

項番	大項目・中項目	細項目	配点	得点化方法(計算式)	詳細な審査の視点(着眼点) / 仕様・解説
1. 共通審査項目 (小計 120.0 点)					
1	(1) 会社内容に関する事項 (20 点)	① 会社の規模、財務・経営状況 (前半)	5	評価ランクの係数×5 点	① 5 ヶ年等にあたる長期の包括委託を途絶えさせることなく、経済的変動(インフレ等)が生じた場合でも安定して履行し続けられる十分な資本金、純資産、自己資本比率、流動比率等の健全な経営基盤を有しているか。
			5	評価ランクの係数×5 点	② 直近の決算書(過去3期分等)において、債務超過や継続企業の前提に関する疑義など、契約期間中に経営不振に陥る不確実な要素や財務的リスクがないか。
2		② ISO(9001, 14001)等の取得状況 (前半)	5	評価ランクの係数×5 点	① 品質マネジメントシステム(ISO9001)及び環境マネジメントシステム(ISO14001)等の国際認証を組織として継続取得しており、本社及び該当事業所において有効に品質管理が機能しているか。
			5	評価ランクの係数×5 点	② 単なる認証の保有にとどまらず、実際の水道事業運営において不適合の発生防止や業務改善(PDCA サイクル、内部監査、是正処置)に結びつける具体的な全社的運用体制が示されているか。
3	(2) 受託実績に関する事項 (40 点)	① 第三者委託及び包括業務委託の受注実績 (前半)	10	評価ランクの係数×10 点	① 国内の自治体(特に類似規模の地方自治体)において、水道法第24条の3に基づく「管理委託(第三者委託)」の受託実績があり、水道技術管理者としての法的責任を適正に全うした組織的実務経験があるか。
			10	評価ランクの係数×10 点	② 複数の水道実務業務を一体的に実施する「包括業務委託」において、SPC(特別目的会社)やJV(共同企業体)等の代表企業または主要構成員としての運営・統括実績、及びマネジメントノウハウを有しているか。
4		② 水道料金収納等及び給水装置関連の実績 (前半)	10	評価ランクの係数×10 点	① 加美町の給水人口や水道料金システム、業務規模と同等以上の自治体において、水道料金収納、窓口受付、検針業務、給水装置申請受付等の業務を単独または包括で受託した豊富な実績があるか。
			10	評価ランクの係数×10 点	② これまでの他自治体等における受託実績において、重大な業務不履行や住民との深刻な紛争、個人情報の漏洩事故等を起こすことなく、円滑かつ安全に業務を完了・継続させている実績があるか。
5	(3) 業務従事者の雇用と研修体制 (40 点)	① 従事者の継続雇用、配置計画及びバックアップ	20	評価ランクの係数×20 点	① 新旧交代に伴う雇用・業務引き継ぎを実効あらしめる全社的なプログラムや、従事者のモチベーションを維持する具体的な労務管理計画(労働基準法第36条に基づく36協定の遵守等)が示されているか。 ② 突発的な欠員(退職・病欠等)の際にも、全社・他地域ネットワークから遅滞なく同等以上の技術者を派遣できる組織的なバックアップ体制が確立されているか。
6		② 業務従事者の研修・教育及び資格取得支援	20	評価ランクの係数×20 点	① 運転技術だけでなく、住民対応の要となる窓口スタッフ・検針員への接客マナー研修、コンプライアンス(法令遵守)教育、個人情報保護に関する教育が、定期的かつ全組織的に計画されているか。 ② 従事者のスキルアップや上位資格の取得を促すため、受験費用の会社負担、資格手

					当の支給、社内講習会の開催など、会社としての具体的なインセンティブ及び育成のための支援制度があるか。
7	(4) 地域貢献に関する事項 (20点)	① 地元経済への貢献及び地元雇用計画	20	評価ランクの係数×20点	① 業務運営で使用する消耗品、事務用品、車両保守等の調達において、加美町内の事業者を優先的に利用する具体的な購買方針・地元経済循環への配慮が示されているか。 ② 管路の突発的な漏水修繕や突発的な機器故障において、町内の管工事指定業者等への適切な協力要請・優先発注を行う体制があるか。新規の従事者を採用する際、加美町在住者を積極的に雇用する仕組みや求人計画があるか。
小計			120		
2. クラス別・包括マネジメント審査項目 (小計 110.0点)					
8	(1) 業務全般、執行計画と包括連携体制 (30点)	① 業務全般の理解度と全体統括責任者の配置体制	15	評価ランクの係数×15点	① 加美町水道事業の現状、施設構成 (水源・浄水場等の地理的特徴)、及び住民構成・地域特性を十分に理解した上で、履行期間 (5ヶ年等) を見据えた合理的かつ具体的な全体業務執行計画が組み立てられているか。 ② 全業務を総括する「業務総括責任者」にふさわしい実務経験 (水道包括のマネジメント経験等) や、確実なリーダーシップ、甲 (町上下水道課) との円滑な意思疎通・折衝能力を備えた適格な人材が配置されているか。
9		② 部門間の縦割り排除と包括シナジー (多能工化)	15	評価ランクの係数×15点	① 「運転管理部門」と「料金収納・窓口部門」の間に明確な横のつながりを持たせ、業務の一体化による相乗効果 (包括シナジー) を最大限に引き出す責任体制・組織体制となっているか。 ② 従事者の相互バックアップや多能工化 (例: 検針員や窓口スタッフが簡易な施設異常をチェックできる、運転管理者が窓口の緊急電話に対応できる等) を進めることで、限られた人員を有効活用し、業務の効率化とサービス向上を両立させる具体的な提案があるか。
10	(2) 危機管理及び防災等に関する事項 (30点)	① 災害時・緊急時の町との連携及び初期対応	15	評価ランクの係数×15点	① 大規模地震、集中豪雨、渇水、または突発的な水質事故等が発生した際、町の災害対策本部と 24 時間体制で瞬時に直結する、明確な緊急連絡網と夜間・休日を含む協力体制が整備されているか。 ② 災害等の発生初期において、町の指示を待つだけでなく、あらかじめ策定された初動マニュアルに基づき、迅速な被害状況の把握、現場への安全確認、応急給水体制の立ち上げを自律的に執行できる体制があるか。
11		② 部門連動による被害最小化と情報広報体制	15	評価ランクの係数×15点	① 施設トラブルや管路破損が起きた際、現場 (運転) から事務局 (窓口・検針等) へリアルタイムで情報が共有され、住民からの電話問い合わせに対して窓口が最初から正確な状況 (断水エリアや復旧見込み) を回答できる仕組みがあるか。 ② 業務中の重大事故、不祥事、または従事者の不法行為等が発生した場合の、被害拡大防止対策、町への迅速な事実報告、及び原因究明・再発防止策の策定手順が明確化されているか。
12	(3) 個人情報保	① 個人情報保	15	評価ランクの	① 住民の氏名、住所、口座情報等の機微な

	護及び情報セキュリティ (30点)	護の管理体制、マニュアル及び指導監督		係数×15点	「料金個人データ」を取り扱うにあたり、国のガイドライン等に準拠した厳格な個人情報保護マニュアルが整備され、アクセス権限の最小化・厳格化がなされているか。 ②窓口スタッフや検針員（外部委託やパート雇用等含む）の全員に対し、情報の持ち出し禁止や守秘義務の徹底に関する誓約書の徴収、定期的な指導・監査が組織的に行われているか。
13		②施設データ保護及びサイバーセキュリティ対策	15	評価ランクの係数×15点	①甲から貸与される電算システム（水道料金システム等）を適切に運用するにあたり、持ち込み端末やUSBメモリ等の接続制限、ID・パスワードの厳重管理、ウイルス対策ソフトの適切な運用等の利用ルール（セキュリティポリシー）が乙の組織内で厳格に構築されているか。 ②が一、情報漏洩やシステム障害が発生した場合の、甲への即時報告手順、現場における二次被害の拡散防止措置、及び甲の指示に基づく迅速なシステム復旧手順（BCP）に係る連携体制が明確に定められているか。
14	(4) 準備業務期間のスケジュールと組織的支援 (20点)	①引継ぎ・準備期間の円滑な執行スケジュール	10	評価ランクの係数×10点	①新規参入時における電算データの移行やノウハウ引き継ぎに関し、発注者や現事業者との役割分担を明確にした、客観的で緻密な移行計画が示されているか。 ②履行初期のシステム障害等を想定し、現地へ配備する特別応援部隊や、業務遅延を絶対に出さないための代替運用プラン（リスク回避策）が具体的に構築されているか。
15		②本社等の組織的バックアップ及びクレーム対応体制	10	評価ランクの係数×10点	①加美町の現場（管理事務所等）だけでは解決できない高度な技術的課題、法的なトラブル、または大規模な未収金問題等が発生した際、本社の専門部署（技術・法務等）から迅速な支援・指導を受けられる「組織的バックアップ体制」が常時利用可能か。 ②特異な苦情・クレームや長引く住民トラブルに対し、担当者個人に負担を集中させず、組織として対応するためのクレーム処理マニュアルの整備、エスカレーション体制、及び苦情を業務改善へフィードバックする仕組みがあるか。
小計		—	110		
3. 水道施設運転管理業務 専門項目 (小計 240.0点)					
16	(1) 水質管理及び施設維持管理に関する事項 (80点)	①水質管理体制と目標の設定	40	評価ランクの係数×40点	①水道法に基づく水質基準を満たすだけでなく、加美町の各水源（地下水、表流水等）の特性や過去の水質データを深く理解し、安全・安心でおいしい水を供給するための独自の「健康・水質管理目標値」が具体的に設定されているか。 ②水源の突発的な濁度上昇（豪雨時等）や凍結、水質汚染等のリスクに対し、薬品（凝集剤・塩素等）の注入率を最適かつ迅速に自動・手動で制御し、水質事故を未然に防止する日常の常時監視・検査体制が確実か。
17		②浄水施設等の維持管理・保守点検計画	40	評価ランクの係数×40点	①要求水準書及び性能仕様書に基づき、町内全域の浄水場、配水池、ポンプ場、取水施設等の電気・機械設備・計装設備を常に良好な状態に維持するための日常点検・

					定期点検の項目・周期・手順が具体的かつ妥当か。 ②設備の摩耗や絶縁低下等の微候を初期段階で察知する「予知保全」の手法を導入し、包括業務の範囲内（1件あたり10万円未満）で行う簡易な修繕・部品交換へ効果的に結びつけることで、突発的な設備停止による断水・減水リスクを最小限に抑える組織的な設備管理体制が示されているか。
18	(2)施設の修繕・改修の監督及び予防保全(40点)	① 経年劣化把握と長寿命化(予防保全)計画	20	評価ランクの係数×20点	①施設の経年劣化や耐用年数を台帳システム等で適切に管理し、故障後の「事後修繕」から脱却して、計画的な「予防保全(長寿命化対策)」を町に提案する具体的なノウハウ・体制があるか。 ②施設の改修・計画的な部品交換により、ライフサイクルコスト(LCC)を低減し、町の財政負担軽減に貢献する具体的かつ実現性の高い提案が含まれているか。
19		②工事・修繕の発注・監督及び進捗管理	20	評価ランクの係数×20点	①包括業務の範囲内で行う軽微な修繕や甲が別途発注する大規模な改修工事について、発注仕様書の作成補助、見積査定への協力、工事中の安全管理、施工監督、及びしゅん工検査の立ち会い等を、甲の指示のもとで適正かつ厳格に執行する進捗管理体制があるか ②工事の施工中において品質不備や工程遅延が発生した場合の、施工業者への指導・甲への報告等の監督補助手順が明確化されているか。
20	(3)運転操作監視及び夜間・休日等の緊急対応(60点)	① 日常の運転操作監視計画と人員配置	30	評価ランクの係数×30点	①中央監視システムによる各施設の運転状態、水量、水圧、残留塩素濃度の監視業務について、ヒューマンエラーを防ぐための勤務シフト、監視手順、異常検知時の伝達ルールが明確か。 ②無人施設(配水池等)への効率的な巡回点検計画(ルート、頻度、点検内容)が組み立てられており、各施設の地理的条件(積雪・凍結期のアクセス難所など)を考慮した人員配置となっているか。
21		②夜間・休日及び緊急時の駆けつけ体制	30	評価ランクの係数×30点	①24時間365日の遠隔監視・通報体制が確立されており、夜間・休日における警報発生時や機器故障時において、即座に第一連絡者及びバックアップ要員が現場へ出動できる「緊急駆けつけ体制」が整備されているか。 ②緊急出動時の安全確保、夜間作業用の装備・車両の確保、および現場から町(上下水道課)や全体統括責任者への緊急連絡網が機能的に構築されているか。
22	(4)ユーティリティ調達、外注管理及び管路管理(60点)	①薬品・電気調達の品質・在庫管理とコスト削減	20	評価ランクの係数×20点	①浄水薬品(次亜塩素酸ナトリウムやPAC等)の適切な在庫管理(受入時の品質検収手順含む)が確立されているか。 ②電気料金高騰を見据え、ポンプの効率的な運転制御などによる、施設の省エネ化・電気代の効率的な運用と抑制に向けた具体的なアイデアがあるか。
23		②外注委託の発注管理と専門業者との連携	20	評価ランクの係数×20点	①特殊設備の保守点検など、メーカーや専門業者へ再委託(外注)する業務に関し、丸投げを防止するための適切な工程管理・品質チェックを行う体制があるか。 (なお、内製化による業務の効率化に努める計画となっているか)

					②重大な設備故障や管路事故の際、契約している専門の緊急修繕業者と瞬時に連携し、早期に専門技術者を現場へ投入できる協力体制・契約スキームが構築されているか。
24		③漏水発生時の管路管理と地域住民への情報提供	20	評価ランクの係数×20点	①突発的な送配水管の漏水や破損事故が発生した際、断水影響範囲を即座にシミュレーションし、適切なバルブ（制水弁）操作を行うことで断水・低水圧エリアを最小限に抑える管路管理ノウハウがあるか。 ②断水や濁水が発生する地域住民に対し、広報車両等を活用し、迅速かつ丁寧な情報提供（原因、給水車位置、復旧見込みの周知）を行う広報体制があるか。
小計			240		
4. 水道料金収納等及び給水装置等関連業務 専門項目（小計 230.0点）					
25	(1) 窓口受付・収納及び調定更正事務（60点）	①窓口受付・電話対応及び開始・休止業務計画	20	評価ランクの係数×20点	①使用者のライフサイクルに伴う給水契約（開栓・閉栓・名義変更等）の受付において、電子申請の活用や受付手順の標準化により、迅速かつ正確に事務処理を行う手順が確立されているか。 ②住民からの多様な問い合わせに対し、親切丁寧で傾聴を重んじた電話・窓口対応（接客サービスの向上）ができる体制があるか。引越し等の繁忙期（3月～4月など）における申請の急増を見据え、臨時人員の適正配置、休日開庁、受付時間の延長など、住民に不便をかけない具体的な混雑緩和策や体制が示されているか。
26		②調定及び更正業務・各種資料作成のチェック体制	20	評価ランクの係数×20点	①水道料金、下水道使用料等の計算処理において、単に電算システムに依存するだけでなく、入力データの論理チェックや二重チェック体制（ダブルチェック）を構築し、調定ミスや更正処理の遅延を根絶する仕組みがあるか。 ②町（上下水道課）へ定期的に提出する月報、年報、決算関係基礎資料などの各種帳票・報告書について、財務会計上の整合性を担保し、指定期日までに正確に作成・報告する手順がマニュアル化されているか。
27		③収納及び現金管理・窓口事務の安全対策	20	評価ランクの係数×20点	①窓口や郵便等で直接収納する現金・公金の取扱いにあたり、当日中の即時口座入金、現金保管庫の厳重管理、複数の従事者による現金査定など、横領や紛失を物理的・組織的に防ぐ厳格な出納管理体制があるか。 ②窓口等で使用する納付書、督促状、再発行書類等の印刷・封入・送付において、宛名ミスや取り次ぎエラーによる「他者への誤送付」を未然に防止するセキュリティラインが構築されているか。
28	(2) 収納及び滞納整理・未収金への対応（60点）	①督促・催告、未納債権の適切な管理体制	20	評価ランクの係数×20点	①法定受託業務としての督促状、催告状の発行・発送スケジュールが適切に管理され、遅滞なく対象者へ送付される体制となっているか。 ②滞納者の年齢、連絡の可否、過去の不納欠損履歴などを電算システムで適切に一元管理し、債権の消滅時効を管理するとともに、滞納者の属性に応じた効率的な初期催告（電話、臨戸訪問等）を行うマニュアルがあるか。

29		②個別納付相談及び給水停止の執行手順	20	評価ランクの係数×20点	①単に機械的・強圧的な取り立てを行うのではなく、生活困窮や病気等の特別な事情を抱える滞納者に対し、生活再建に向けた丁寧な「個別納付相談(分割納付の履行確保など)」や、必要に応じ福祉部局への適切なつなぎを行うノウハウがあるか。(ただし、減免等の最終決定は甲が行う前提を理解しているか) ②悪質な長期滞納者等に対する最終手段としての「給水停止(給水停止予告、執行、解除手続き)」について、手続き上の不備や住民トラブルを発生させない慎重かつ確実な執行手順が示されているか。(執行にあたっては事前に必ず甲の承認を得る手順、及び現地トラブル時の甲への協力要請・報告ルートが明確か)
30	(3) 検針業務及び料金計算業務(計70点)	①定期検針の確実な執行と検針員の安全管理【補完】	20	評価ランクの係数×20点	①加美町の地理的条件や積雪期等の季節変動を考慮し、未検針や遅延を発生させない効率的な検針ルートの策定および人員配置計画が具体的に示されているか。 ②ハンディターミナル等の機器操作ミス防止、個人情報記載された検針票の適切な取扱手順、および現場でのトラブル等を防ぐ安全衛生管理体制があるか。
31		②ハンディデータの送信管理と不備データの精査【補完】	25	評価ランクの係数 × 25点	①現場で収集した検針データを電算システムへ迅速かつ安全に伝送・同期し、即座に料金計算処理に回すためのデータ管理フローが確立されているか。 ②検針値の誤入力や機器の通信エラーなど、データ不備が発覚した際の原因追究および現場再調査の執行手順が迅速かつ的確に設計されているか。
32		③異常水量発見時の対応及び苦情等への対応体制	25	評価ランクの係数×25点	①検針時に前回値から水量が突出して増減(異常水量)している箇所を発見した際、電算での警告検知後直ちにその場で「地下漏水」の可能性を疑い、パイロットの回転確認や使用者(住民)への丁寧な声掛け・案内を行う体制があるか。 ②検針員が現場で聴取した住民からの苦情、要望、独居高齢者の異変(孤立死防止などの地域見守り活動への貢献)を、速やかに窓口や町(上下水道課)へ報告・共有する双方向の連絡体制が機能しているか。
33	(4) 給水装置等及びメーター関連業務(60点)	①給水装置工事の受付・審査・検査業務対応	20	評価ランクの係数×20点	①指定給水装置工事事業者等から提出される工事申請書、図面等の確認・審査手続きが、加美町給水条例及び関係法令に準拠し、遅滞なく公正に執行されるフローとなっているか。(ただし、工事の適合・不適合の最終決定及び承認は甲が行う前提を理解しているか) ②しゅん工検査等の現場立会い計画が効率的に組み立てられているか。また、工事に伴う「加入金」「手数料」等の料金収納、調定、及び町への更正報告の手続きが適正に管理されているか。
34		②メーター定期交換の施工計画及びメーター管理	20	評価ランクの係数×20点	①計量法に定める検定有効期間(8年)を満了する水道メーターを対象に、毎年遅滞なく計画的に交換を実施するための年間施工計画(エリア分け、事前通知のタイミング等)が妥当であるか。 ②交換作業時における一時断水の案内、入居者への説明、及び作業後の通水確認(濁

					水確認等含む)を徹底し、施工に伴う漏水事故やクレームをゼロにする安全管理体制が構築されているか。新旧メーターの検針値引き継ぎ・電算データ反映が正確か。
35		③ 宅内漏水調査の執行及び包括連携	20	評価ランクの係数×20 点	①住民からの相談や異常水量報告に対し、迅速に訪問して「漏水の有無の判定(初期確認)」を速やかに行う体制があるか。また、受託者の対応範囲(有無の判定まで)と住民負担範囲(指定業者による箇所特定・修繕)の境界線を適切に説明する手順があるか。 ②「漏水あり」の判定情報を「施設運転管理・技術管理部門」を共有し、町内指定業者等へ取り次ぐ手順があるか。また、修繕完了後の「水道料金減免申請」の手続き案内がワンストップで行われるなど、包括化のメリットを活かした連携が明確か。(ただし、減免の最終決定は甲が行う前提を理解しているか)
小計			230		
合計	技術評価点(700 点満点)－		700		
3. 価格評価点の算出方法(総額クォーター円方式)及び4. 総合評価点の算定(価格評価の対象:施設運転管理、料金収納、給水装置関連の全委託業務を包括した合算総額(5ヶ年等の総価、税抜き))					
設定	加美町・提案上限価格(税抜総額)			円	・提案上限価格:加美町があらかじめ設定する、本プロポーザルの委託料上限額(税抜き)。
入力	当該事業者の提案見積金額(税抜総額)			円	・提案見積金額:各提案事業者が提出した、すべての委託業務を包括した合算総額(5ヶ年等の総価、税抜き)。
算出	当該事業者の見積率			%	・見積率:提案上限価格に対する当該事業者の提案見積金額の割合(算式:提案見積金額÷提案上限価格*100)
判定	1) 失格基準		判定		※提案見積金額が「提案上限価格」を超える者は失格(技術評価点の如何を問わず不採用)とする。
算出	2) 価格評価点(総額クォーター円方式)				※過度な低価格競争による履行品質の低下を防ぐ「クォーター円算式」を適用。小数点以下第3位を四捨五入。
					①見積率が75%を超える場合 (75%<見積率≤100%) : 価格評価点=300 点×(1－見積率) ÷ 0.25 ②見積率が75%以下の場合 (見積率≤75%) : 価格評価点 =300 点一律満点